

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p><b>第1章 計画策定にあたって</b></p> <p><b>1 計画策定の背景</b></p> <p>わが国においては、国際社会の取組とも連動しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。</p> <p>1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、翌2000年(平成12年)には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後も関係法令の整備等を進めてきています。</p> <p>2015年(平成27年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定もあり、同年に策定された第4次男女共同参画基本計画は、「我が国における男女共同参画の実現に向けた取組は新たな段階に入った。」とし、なお存在する課題を解決していくために4つの施策領域(「I あらゆる分野における女性の活躍」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV 推進体制の整備・強化」)を掲げ、実効性のある取組を推進することとしました。</p> <p>2018年(平成30年)には、政治分野における男女共同参画を進めるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざす、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」が施行されました。</p> <p>また2019年(平成31年)4月には、「働き方改革を推進するために関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が施行され、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、各種法律の改正(罰則付きの時間外労働の上限規制、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止、一定の取得日を指定する仕組みを含む年次有給休暇の取得促進)が行われました。</p> <p>さらに、同年6月には、女性活躍推進法などの改正が行われ、女性の職業生活における活躍のさらなる推進に向け基本方針の変更がなされるとともに、児童虐待と密接な関連があるとされるDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者の適切な保護が行われるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」も改正されました。</p> <p>こうした国レベルでの取組に合わせ、地方自治体においてもそれぞれ取組が進められています。</p> <p>しかしながら、わが国における性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っており、また、今後の社会の超高齢化や人口減少の本格化といった状況の変化やそれに伴う課題に対応していく上でも、さらなる取組の強化が必要とされています。</p> <p>そのため、本市においては、後述する国や高知県の動向も踏まえた男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、現行の「高知市男女共同参画推進プラン2016」を改定し、「高知市男女共同参画推進プラン2021」(以下「プラン2021」という。)を策定します。</p>	<p><b>第1章 計画策定にあたって</b></p> <p><b>1 計画策定の背景</b></p> <p>わが国においては、国際社会の取組とも連動しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。</p> <p>1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、翌2000年(平成12年)には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後も関係法令の整備等を進めてきています。</p> <p>2001年(平成13年)施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)は2023年(令和5年)に改正が行われ、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DV被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化等、保護と防止の強化が図されました。</p> <p>2015年(平成27年)には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定され、女性活躍を促すために企業が行うべき事業主行動計画の策定が義務付けられました。また、2025年(令和7年)には、当初同年度末までであった期限が2036年(令和18年)度末まで延長されることになりました。</p> <p>2018年(平成30年)には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることをめざして行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。</p> <p>2022年(令和4年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が制定(2024年(令和6年)施行)され、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。</p> <p>こうした国レベルでの取組に合わせ、地方自治体においてもそれぞれ取組が進められています。</p> <p>しかしながら、わが国における固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っており、また、今後の社会の高齢化や人口減少の本格化といった状況の変化やそれに伴う課題に対応していく上でも、さらなる取組の強化が必要とされています。</p> <p>そのため、本市においては、後述する国や高知県の動向も踏まえた男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、現行の「高知市男女共同参画推進プラン2021」を改定し、「高知市男女共同参画推進プラン2026」(以下「プラン2026」という。)を策定します。</p>	<p>・法の制定や施行の日付順に修正 ・DV防止法の改正</p> <p>・女性活躍推進法 改正内容 期限延長</p> <p>・困難女性支援法の施行</p> <p>・プラン2016→2021に修正 ・プラン2021→2026に修正</p>

<p>2 国や高知県の動向</p> <p>国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき策定される「<u>第5次男女共同参画基本計画</u>」において、その基本的な方針が次のとおり示されています。</p> <p>&lt;基本的な方針&gt;</p> <p>1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p> <p>① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</p> <p>② 男女の権利が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</p> <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応</p> <p>(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加</p> <p>(3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革</p> <p>(4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大</p> <p>(5) デジタル化社会への対応(Society 5.0)</p> <p>(6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>(7) 頻発する大規模災害</p> <p>(8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流</p> <p>3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>・ これから男女共同参画に係る課題は、社会全体にとって「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画」、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長人生を設計できる環境の整備」である。</p> <p>・ 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。また、多様性を尊重することが重要であることは当然である。</p>	<p>2 国や高知県の動向</p> <p>国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき策定される「<u>第6次男女共同参画基本計画</u>」において、その基本的な方針が次のとおり示されています。</p> <p>&lt;基本的な方針&gt;</p> <p>1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会</p> <p>① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</p> <p>② 男女の権利が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、<u>(削除)</u>国際社会と協調する社会</p> <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化</p> <p>(1)社会構造の動向・変化</p> <p>①人口減少・世帯構成の変化等</p> <p>②就業・生活の在り方</p> <p>③ビジネス・地域経営の動向・変化</p> <p>(2)意識・価値観の動向・変化</p> <p>(3)テクノロジーの急速な進展・進化</p> <p>(4)安全・安心に影響を与える様々な要因</p> <p>(5)国際的な潮流</p> <p>3 6次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等</p> <p>・ 女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組む。</p> <p>・ ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会などのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。</p>	<p>・第5次→第6次に修正</p> <p>・国骨子(案)P2 基本計画の目指すべき社会に基づき削除</p> <p>・国骨子(案)第1部基本的な方針</p> <p>2 社会情勢の現状、予想される環境変化に基づき修正</p> <p>・第5次→第6次に修正</p> <p>・国骨子(案)6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等に基づき修正</p>
--	--	---

<p>高知県においても、「男女共同参画社会基本法」「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく、「うち男女共同参画プラン」を、平成13年の策定以降、5年毎に改定しています。</p> <p>2021年度(令和3年度)から5か年を計画期間とする「うち男女共同参画プラン」(2021～2025)では、前プランのテーマであった「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」の3つの柱を引き継ぐこと、「家庭生活」「職場生活」「政治の場」に関する取組を強化していくこと、「高知家の女性しごと応援室」によるきめ細やかな就労支援、ファミリーサポートセンターの充実に力を入れていく方針が示されています。</p>	<p>高知県においても、「男女共同参画社会基本法」「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく、「うち男女共同参画プラン」を、平成13年の策定以降、5年毎に改定しています。</p> <p>2026年度(令和8年度)から5か年を計画期間とする「うち男女共同参画プラン」(2026～2030)では、取組の柱に新たに「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を追加し、取組の方向にも新たに「共働き・共育て」の県民運動の推進と意識改革、ハラスメント防止対策の促進を追加するほか、困難な問題を抱える女性およびDV被害者支援計画を一体的に策定することとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度を修正</li> <li>・県の改定方針に基づき修正</li> <li>・調査実施年度を追加</li> <li>・文言修正</li> </ul>
<p>3 高知市の現状</p>	<p>3 高知市の現状</p>	

### (1)取組成果の状況～市民意識調査～

国の取組に合わせ、本市においても2000年(平成12年)に「高知市男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)には、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(以下「条例」という。)を制定しました。その後も、5年毎のプランの改定を行なながら、取組を進めています。

しかしながら、これまでの取組の成果は十分なものとは言えず、(追加)  
「男女共同参画に関する市民の意識調査」の結果をみても、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度が根強く残っていることが伺えます。

### (1)取組成果の状況～市民意識調査～

国の取組に合わせ、本市においても2000年(平成12年)に「高知市男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)には、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(以下「条例」という。)を制定しました。その後も、5年毎のプランの改定を行なながら、取組を進めています。

しかしながら、これまでの取組の成果は十分なものとは言えず、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する市民の意識調査」の結果をみても、依然として固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度が根強く残っていることが伺えます。

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p>(2)今後の課題</p> <p>2011高知市総合計画(後期基本計画)には、「男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮している」まちが10年後の理想の姿として描かれています。</p> <p>一方、今後進行する超高齢化、少子化による人口減少や地域コミュニティの衰退といった社会状況の変化（追加） やそれに伴う課題に対応していくうえでも、市民一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮しながら社会活動に参画することが極めて重要になってきており、（追加）</p> <p>こうした観点からも、「男女共同参画」を進めていく必要があります。</p> <p>また、2015年(平成27年)9月に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを謳(うた)い、さらにSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の17のゴール(目標)の一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。ジェンダー平等はアジェンダの実施にあたり、死活的に重要なと位置付けられており、本市が目指す都市像とも密接に関連しています。</p> <p>世界に目を向けると、女性や女児が教育を受けることができず、身体的・精神的に傷つけられる行為や慣習が行われている現実があります。その現実は決して我々に無関係ではなく、本市の取組をSDGsと関連づけて推進することで国際的な取組に貢献することも今日的な要請となっています。</p>	<p>(2)今後の課題</p> <p>2011高知市総合計画(後期基本計画)には、「男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮している」まちが（削除）理想の姿として描かれています。</p> <p>一方、全国的に進行する高齢化、少子化による人口減少（削除）といった社会状況の変化とともに、地方においては若者や女性が地方を離れる動きが加速しています。こういった課題に対応し、地域が持続的に発展していくためには、互いの多様性を尊重し合い、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮し、生きがいを感じられることが極めて重要になってきています。また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされ、2024年(令和6年)4月に「困難女性支援法」が施行されており、こうした観点からも、「男女共同参画」を進めていく必要があります。</p> <p>また、2015年(平成27年)9月に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを謳(うた)い、さらにSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の17のゴール(目標)の一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。ジェンダー平等はアジェンダの実施にあたり、死活的に重要なと位置付けられており、本市がめざす都市像とも密接に関連しています。</p> <p>本市において男女共同参画に係る取組を推進することは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、国連の持続可能な開発目標(SDGs)における「ジェンダー平等の達成」を含む関連目標の実現にも資するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画がR12年度まであるため修正</li> <li>・国骨子(案)にコミュニティ衰退の記載ないため削除</li> <li>・国骨子(案)より、若者や女性の地方離れ追記</li> <li>・国骨子(案)に基づき、文言修正</li> <li>・困難女性支援の視点からの男女共同参画推進の必要性を追加</li> </ul> <p>・SDGsとの関連性について国骨子(案)を基に修正</p>

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	
<b>1 めざす将来像</b>	<b>1 めざす将来像</b>	
「 <u>プラン2021</u> 」でめざす将来像は「 <u>ジェンダー平等社会の実現</u> 」とします。	「 <u>プラン2026</u> 」でめざす将来像は「 <u>誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会の実現</u> 」とします。	「高知市にじいろのまち宣言」を行い、一人一人の性のあり方が尊重され、自分らしく安心して暮らせるまちを目指していることから「 <u>誰もが自分らしく生きられる</u> 」を追加。
これは「誰もが社会の対等な一員として互いに尊重し合いながら、ともに社会に参画し、喜びも責任も分かち合う社会、ひいては市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現」をめざすものです。	これは「誰もが社会の対等な一員として互いに尊重し合いながら、ともに社会に参画し、喜びも責任も分かち合う社会、ひいては市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現」をめざすものです。	
これまでの男女共同参画社会の実現を早期に達成できるよう取組を強化するとともに、さらなる一歩として多様な性の存在を認め、一人ひとりの多様な生き方や考え方を認め合い、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取組を進めていきます。なお、この目標は、SDGs が掲げる目標とも軌を一にするものです。	これまでの男女共同参画社会の実現を早期に達成できるよう取組を強化するとともに、さらなる一歩として多様な性の存在を認め、一人ひとりの多様な生き方や考え方を認め合い、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取組を進めていきます。なお、この目標は、SDGs が掲げる目標とも軌を一にするものです。	
<b>2 基本理念</b>	<b>2 基本理念</b>	
「 <u>プラン2021</u> 」は、条例第11条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画として、条例第3条に定める7つの基本理念に基づき推進していきます。	「 <u>プラン2026</u> 」は、条例第11条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画として、条例第3条に定める7つの基本理念に基づき推進していきます。	
<b>3 「<u>プラン2021</u>」の計画の位置づけ</b>	<b>3 「<u>プラン2026</u>」の計画の位置づけ</b>	
1 この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。	1 この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。	
2 この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目標や指針となることをめざします。	2 この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目標や指針となることをめざします。	
3 この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。	3 この計画は、国の「 <u>第6次男女共同参画基本計画</u> 」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。	
4 この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。	4 この計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。	・DV 防止法 追加
	5 この計画の一部は、「 <u>DV 防止法</u> 」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。	・DV 防止法 追加
	6 この計画の一部は、「 <u>困難女性支援法</u> 」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。	・困難女性支援法 追加

4 計画の期間  「 <u>プラン2021</u> 」の計画期間は、 <u>2021年度(令和3年度)</u> から <u>2025年度(令和7年度)</u> までの5年間とします。 なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。	4 計画の期間  「 <u>プラン2026</u> 」の計画期間は、 <u>2026年度(令和8年度)</u> から <u>2030年度(令和 12年度)</u> までの5年間とします。 なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。	・期間を修正
--	--	--------

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p><b>第3章 計画の内容</b></p> <p><u>基本目標1 一人ひとりの人权が尊重される社会をつくりましょう</u></p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>「ジェンダー平等社会」の実現には、すべての人の人权が尊重されることが重要です。職場、学校、地域、家庭等あらゆる場において、一人ひとりの個性や多様性を認め、それぞれの意思に基づく参画の機会が保障される社会にしていく必要があります。</p> <p>(追加)</p> <p>しかしながら、市の意識調査によると、社会全体において男女が「平等である」と回答した人の割合は、男性が 22.2%、女性が 10.9%、全体でも 15.3%にとどまっています。依然として平等ではないと感じている人が多く、かつ、男性に比べ女性の「不平等感」が大きいのが現状です。</p> <p>男女平等について場面毎にみてみると、「学校教育」と「地域活動の場」においては、「平等」の回答が最も多くなっているものの、その他の場面では、いずれも「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くなっています。この背景には、従来からの固定的な役割分担意識やその影響による習慣や人々の行動が、社会生活において女性が自らの意思に基づき生きることを難しくしている状況があるからだと考えられます。</p> <p>そしてこのことが最も顕著に表れ、わが国で最も男女共同参画が遅れているのが「政治の場」です。</p> <p>誰もが社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、個性と能力を發揮するためには、地域や活動への参加に加え、積極的に意思決定の過程に参画できることが重要です。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3章 計画の内容</b></p> <p><u>基本目標1 多様性を尊重する社会をつくりましょう</u></p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>「誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会」の実現のためには、一人ひとりが性別などにかかわらず互いに人权を尊重するという認識を持って、男女共同参画や性的指向・性自認の多様性への理解を深め、多様性を尊重することが重要です。</p> <p>男女共同参画について、本市では、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、一人ひとりの個性や多様性を認め、それぞれの意思に基づく参画の機会が保障される社会の実現のために、男女共同参画の広報・啓発や、政策・方針決定過程における女性の参画拡大の取組を実施してきました。</p> <p>しかしながら、市の意識調査によると、社会全体において男女が「平等である」と回答した人の割合は、男性が 24.0%、女性が 9.8%、全体でも 15.6%にとどまっています。依然として平等ではないと感じている人が多く、かつ、男性に比べ女性の「不平等感」が大きいのが現状です。</p> <p>場面毎にみてみると、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動の場」においては、「平等」の回答が最も多くなっているものの、「政治の場」、「法律や制度」、「慣習やしきたり」、「社会全体」においては、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くなっています。「政治の場」や「慣習やしきたり」等において、男女共同参画が進まない背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、その影響による価値観や慣習が、社会生活において、自らの意思に基づき生きることを難しくしている状況があると考えられます。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>① また、こうした状況は、若者や女性が地方を離れる動きが加速している要因の一つとされており、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、固定的な性別役割分担意識の解消を進めていく必要があります。</p> <p>性的指向・性自認について、本市では、2020年(令和2年)11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性の尊重について、パートナーシップ登録制度等の取組を行ってきました。</p> <p>今後、より一層、男女共同参画や多様な性の尊重についての理解促進とともに、さまざまな分野における女性の参画拡大を進めていく必要があります。</p>	<p>・文言修正</p> <p>・基本目標の変更に伴い、内容変更。</p> <p>・一人ひとりが人权を尊重するという「認識を持つ」ことが大切という文章に変更。(一人ひとりが「認識を持つ」ことで「自分ごと」として考えてもらうため。)</p> <p>・男女共同参画についてこれまでの取組を追加</p> <p>・意識調査結果より、「男女の地位の平等感」の数値を修正</p> <p>・意識調査の結果にあわせ内容を変更</p> <p>・国骨子案より、「男性が優遇されている」と回答した人が多い背景には、長年にわたり形成された偏見・固定観念・無意識の思い込みがあり、それらにより価値観や慣習が形成されていることを追加</p> <p>・後に政治の場も含めた女性リーダーの育成について特記するため削除</p> <p>・国骨子案から、若者や女性の地方離れが加速しており、その背景には固定的な性別役割分担意識等が存在している、その解消への取組が必要であることを、追加。</p> <p>・性的思考・性自認についてこれまでの取組を追加</p> <p>・今後の方針を追加</p>

<p>●啓発 本市では、「高知市男女参画の日」(8月1日)を設け、<u>(追加)</u> うち男女共同参画センター(以下「ソーレ」という。)など関係機関と積極的に連携しながら広報・啓発活動を進めてきました。今後も、学習機会の拡充等により、<u>「ジェンダー平等」の意義と重要性を <u>(追加)</u> 知る機会を提供していくことが必要です。 (追加)</u></p>	<p>●啓発 本市では、「高知市男女参画の日」(8月1日)や「<u>プライド月間</u>」(6月)にあわせ、<u>関係機関と積極的に連携しながら</u>広報・啓発活動を進めてきました。今後も、学習機会の拡充や<u>様々なツールの活用</u>等により、「<u>ジェンダー平等</u>」の意義と重要性や「<u>多様な性のあり方</u>」について知る機会を提供していくことが必要です。 ② <u>さらに、「多様な性の尊重」については、働く場での理解促進も重要であるため、企業への周知啓発にも取り組んでいく必要があります。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な性のあり方に関する「<u>プライド月間</u>」を追加</li> <li>・企業への周知啓発を追加</li> </ul>
<p>●教育 教育・学習の果たす役割は大きく、次代を担う子どもたちが、男女共同参画の重要性を正しく理解し、実践できる大人に育っていくよう、長期的な視点に立って、社会全体で教育・啓発に努めていくことが必要です。 また、「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識によらず、一人ひとりが主体的に生き方を選択する能力を養うためには、その発達段階に応じた男女平等教育が適切に実施されることも重要です。 子どもたちが、<u>自分はかけがえのない大切な存在であるとの認識を持ち自己形成を図っていくことができるよう、性に関する発達段階に即した教育など包括的な教育啓発の取組の推進、相談体制の整備、教職員・保育士等への研修等を充実させていくことが求められています。</u></p>	<p>●教育 教育・学習の果たす役割は大きく、次代を担う子どもたちが、男女共同参画の重要性を正しく理解し、実践できる大人に育っていくよう、長期的な視点に立って、社会全体で教育・啓発に努めていくことが必要です。 また、「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識によらず、一人ひとりが主体的に生き方を選択する能力を養うためには、その発達段階に応じた男女平等教育が適切に実施されることも重要です。 ③ <u>子どもたちが、性について正しく理解し、多様な性のあり方を尊重することができるよう、包括的な性教育及び啓発</u> <u>の推進、相談体制の整備、教職員・保育士等への研修等を充実させていくことが求められています。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な性の尊重と包括的な性教育について追記し、文言修正</li> </ul>
<p>●政治分野における男女共同参画の推進 市民の半数以上は女性であり、多くの女性が政治、経済、社会などさまざまな分野においてその活動を支えています。政策・方針等の決定過程に女性が参画する機会を確保することは、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものであり、極めて重要です。 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が積極的かつ計画的に取組を進めるとともに、市民・事業者に対する広報・啓発活動、取組への支援等を通じて機運の醸成を図っていき必要があります。 また、ポジティブ・アクションを含め、人材登用・育成に係る取組の充実も求められます。</p>	<p>●政策・方針決定過程への女性の参画拡大 市の意識調査結果によると、意思決定の場に女性が参画することについて、男女ともに9割以上の人人が「必要」または「どちらかと言えば必要」と回答しています。しかしながら、政策・方針決定過程で重要な役割を持つ審議会等において、女性委員の占める割合が31.8%に留まっています。 少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠で、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものであり、極めて重要です。 <u>そのために、政治の場を含めたさまざまな分野での女性リーダーの育成や、政策・方針決定過程へ女性が参画を進めるとともに、その重要性・意義を含めて広く情報提供・啓発活動を行うことが求められています。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修正</li> <li>・市民意識調査の結果を追加し、内容を変更</li> <li>・国骨子(案)より、多様性が尊重されるためにも女性の参画が必要であることを追加。</li> <li>・政治の場も含めた女性リーダーの育成に内容変更</li> </ul>

<p>(追加)</p> <p>【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021 基本目標4 地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう &lt;現状と課題&gt; 市民と行政が協働して地域の課題を解決し、安全・安心で住み良い地域を築いていくためには、誰もが主体的に地域づくりに参画できる環境が必要です。また、多様な課題・ニーズに対応していくためには、さまざまな視点から課題を見つめ対応できるよう多様な考え方やスキルを持った人材の確保も求められます。そしてあらゆる場面において、固定的な役割分担意識によらず、多様な人々の意見が尊重されることが重要です。</p>	<p>⑤ ●地域活動・防災分野における女性の参画の促進 市民と行政が協働して地域の課題を解決し、安全・安心で住みやすい地域を築いていくためには、誰もが主体的に地域づくりに参画できる環境が必要です。 地域のコミュニティでは、町内会・PTA・ボランティア活動などを通じて、多くの女性が活動しているにもかかわらず、会長職をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってのロールモデルとなり、多様な住民の地域活動への参画にもつながります。これからは、そうした地域活動の場面においても、リーダーとしての女性の参画・活躍の後押しをするための取組が必要です。</p> <p>⑥ 防災の面では、能登半島地震等を踏まえ、今後の災害対応に男女共同参画の視点を導入するため、防災だけでなく復興に関する意思決定の場への女性の参画や避難所における男女共同参画の取組等が求められています。 また、非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性の家事・育児・介護等の負担の増大やDV等の被害深刻化が懸念されます。そのことからすれば、平常時から男女によるニーズの違いに配慮した取組を進めることも求められます。</p>	<p>・見出しの変更:地域と防災まとめしたことによる ※旧基本目標4&lt;現状と課題&gt; から移動  ※旧基本目標4●地域で から移動  ・国骨子案より「女性人材(女性リーダー)の育成」の必要性を追加</p>
<p>(追加)</p> <p>【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021 基本目標4 地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう ●地域で 地域のコミュニティでは、町内会・PTA・ボランティア活動などを通じて、多くの女性が活動しているにもかかわらず、会長職をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。これからはそうした地域活動の場面においても、リーダーとしての女性の参画・活躍を後押しするための環境整備等も必要です。 ●防災で 今日、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、防災分野に関する男女共同参画の視点からの取組が重要視されています。 非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性の家事・育児・介護等の負担の増大やDV等の被害深刻化が懸念されます。そのことからすれば、平常時から男女によるニーズの違い、男女共同参画の視点に配慮した取組を進めることができます。こうした配慮は、年齢や健康状態、障害の有無、人種や言語、性自認や性的指向等の多様性への配慮にも通じる視点です。 また、地域防災力の向上には、地域住民の協働が必要であり、そうした観点からも女性の参画を積極的に進め、男女が協力して活動できるような取組を進める必要があります。</p>		<p>※旧基本目標4●防災で から移動 ・東日本大震災を能登半島地震に変更 ・国骨子案より「復興の意思決定の場への女性の参画」の必要性を追加</p>

<p>&lt;取組の方向性&gt;</p> <p>(ア) 多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消</p> <p>① 市民に向けて SOGI やジェンダー平等についての広報・啓発を行います。</p> <p>② 児童生徒の発達段階に応じた男女平等、男女共同参画についての教育を行います。</p> <p>③ 家庭・職場・学校・地域で、ジェンダー平等の学習会・研修会等を実施します。</p> <p>④ 市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する実態把握を行います。</p> <p>⑤ ソーレ等と連携し、積極的な情報提供、啓発活動を実施します。</p> <p>(追加)</p> <p>⑧ (イ) 多様な性の尊重</p> <p>① 市民に向けて SOGI についての広報・啓発を行います。</p> <p>② 児童生徒が「多様な性の尊重」について学ぶことのできる機会を提供します。</p> <p>⑨ ③ 企業における「多様な性の尊重」の理解促進に努めます。</p> <p>(イ) 政策、方針決定過程における男女平等の促進</p> <p>① 積極的に女性の登用を促すよう、庁内外に働きかけをしていきます。</p> <p>② 女性が政治の場へ参画する一歩となるような人材育成に取り組みます。</p> <p>③ ソーレ等と連携し、女性リーダー養成にむけた講座・研修会を実施します。</p> <p>④ 政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発を行います。</p> <p>【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021</p> <p>基本目標4 地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう</p> <p>&lt;取組の方向性&gt;</p> <p>(ア) 地域活動における女性の参画の促進</p> <p>① 男女を問わず、幅広い世代の市民の参画により、地域活動等の活性化を支援します。</p> <p>② ソーレ等と連携し、地域や社会活動における女性リーダーを育成するための講座等を開催します。</p> <p>(イ) 防災分野における女性の参画の促進</p> <p>① 女性の視点による防災対策を強化します。</p> <p>② 防災に関する地域の女性リーダーの育成・増加を図ります。</p>	<p>&lt;取組の方向性&gt;</p> <p>(ア) 固定的な性別役割分担意識の解消</p> <p>① 市民に向けてジェンダー平等についての広報・啓発を行います。</p> <p>② 児童生徒の発達段階に応じた男女平等、男女共同参画についての教育を行います。</p> <p>③ 家庭・職場・学校・地域で、ジェンダー平等の学習会・研修会等を実施します。</p> <p>④ 市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する実態把握を行います。</p> <p>⑤ ソーレ等と連携し、積極的な情報提供、啓発活動を実施します。</p> <p>(イ) 多様な性の尊重</p> <p>① 市民に向けて SOGI についての広報・啓発を行います。</p> <p>② 児童生徒が「多様な性の尊重」について学ぶことのできる機会を提供します。</p> <p>③ 企業における「多様な性の尊重」の理解促進に努めます。</p> <p>(ウ) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大</p> <p>① 積極的に女性の登用を促すよう、庁内外に働きかけをしていきます。</p> <p>(削除)</p> <p>② ソーレ等と連携し、女性リーダー養成にむけた講座・研修会を実施します。</p> <p>(削除)</p> <p>(エ) 地域活動・防災分野における女性の参画の促進</p> <p>① 男女を問わず、幅広い世代の市民の参画により、地域活動等の活性化を支援します。</p> <p>② ソーレ等と連携し、地域活動や防災活動に関する女性リーダーを育成するための講座等を開催します。</p> <p>③ 女性の視点による防災・復興の取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「取組の方向性」分ける</li> <li>・旧(ア)①のSOGI広報・啓発を(イ)へ移動</li> <li>・「取組の方向性」分ける</li> <li>・旧(ア)①からSOGI広報・啓発を移動</li> <li>・レインボースクールを想定して追加</li> <li>・LGBTQフレンドリー企業等に向けた取組を検討しているため追加。</li> <li>・国骨子(案)に合わせ文言修正・番号ズレ</li> <li>・政治の場の取組ないため削除</li> <li>・番号ズレ</li> <li>・政治の場の取組ないため削除</li> <li>・方向性を地域・防災まとめる</li> <li>※旧基本目標4取組の方向性 から移動</li> <li>・復興を追加</li> </ul>
--	---	--

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
<p><u>基本目標3 家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しましょう</u>  「女性活躍推進法」市町村推進計画</p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p><del>ジェンダー平等社会を実現するためには、誰もが社会の対等な構成員として、家庭や働く場において、それぞれの意欲や能力を十分に發揮できることが極めて重要です。そのためには、個々のライフステージに応じた多様な働き方や社会参画のあり方が選択できる環境の整備が求められます。</del></p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>基本目標2 誰もが自分らしく輝ける環境をつくりましょう</u>  「女性活躍推進法」の市町村推進計画</p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p><u>誰もがあらゆる場で、それぞれの個性や能力を十分に發揮できるジェンダー平等社会の実現のためには、一人ひとりのライフステージに応じた多様な働き方や社会参画のあり方が選択できる環境を整備することが重要です。</u></p> <p>⑪ <u>そういった環境の整備のためには、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、生涯にわたる男女の健康の包括的支援により、多様な幸せ(well-being)を高める取組が必要であり、若者や女性が地方を離れる動きが加速化する中、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、こういった取組の必要性が高まっています。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文言修正</li> </ul>
<p>●家庭で</p> <p>家庭生活の男女平等の認識について、市の意識調査でみてみると、「男性が優遇されている」が女性 63.8%、男性 45.5%で男女の認識の差が依然として大きいままです。また、家庭における役割分担は、43.5%が「共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行うのが理想」と回答しながら、実際に「共同」している割合は15%未満というものが現実です。</p> <p>意識調査において、今後必要な男女共同参画に関する取組として多かったのが、「介護に関するサービスの充実」(66.4%)、「育児に関するサービスの充実」(58.0%)でした。</p> <p>その背景には、家庭における家事・育児・介護等の負担が大きく、しかもその負担の多くを女性が担わざるを得ない状況があると考えられます。</p> <p>こうした状況を改善していくためには、育児や介護における家庭の負担を軽減するための支援やサービスの充実を図るとともに、家庭においても、男性の積極的な育児・介護への参画を促進していく必要があります。</p> <p>男性が育児等のために一定期間、休暇等を取得することについて、本人にとっての重要性とともに、組織にとっても、多様な人材をいかすマネジメントの向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から重要であることについて周知していく必要があります。とりわけ、市の男性職員はそのロールモデルとなるよう率先して育児休業等の取得率の向上をめざしていくことが求められています。</p> <p>また、高齢になっても健康で、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、運動や地域活動への参加による健康づくり・生きがいづくりと合わせて、地域での見守りや支え合いの仕組みを構築していくことも重要な取組です。</p>	<p>⑫ ●女性活躍の推進</p> <p><u>望ましい女性の働き方について、市の意識調査でみると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が 63.4%と最も多くなっています。</u></p> <p><u>「女性活躍推進法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」等の改正等、働く場に関する法や制度の整備は進んでいるものの、男女の賃金格差や、ハラスメント等は、依然として存在しています。</u></p> <p><u>男女の待遇の均等が達成されるよう、企業の理解と協力を得ながら、雇用環境改善、女性の能力開発やキャリア形成支援の取組を引き続き推進していく必要があります。また、一旦離職した方のための再就職や、女性の経済的自立を後押しする取組も求められています。</u></p> <p>●仕事と家庭の調和</p> <p>⑬ <u>家庭における役割分担について、市の意識調査でみると、45.1%が「共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行うのが理想」と回答しています。一方で、実際は、いずれの家庭の役割についても、「主に女性」との回答割合が高くなっています。</u></p> <p><u>本市は、全国と比較し、結婚・出産後も働き続ける女性が多く、共働き率が高い傾向があり、女性は仕事をしながら、家庭の負担の多くを担わざるを得ない状況があると考えられます。</u></p> <p><u>こうした状況は、女性のキャリア形成を妨げる要因となっており、育児や介護を理由とした離職にもつながっていることから、育児・介護サービスの充実を図ることで、共働き世帯を支援することが重要です。</u></p> <p><u>育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にしている要因の一つとして、女性と比較し、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合が高いことがあげられます。男性の積極的な育児・家事・介護等への参画を促進していくために、ワーク・ライフ・バランス推進について、企業の理解を得ながら、取組を進めることができます。</u></p> <p><u>とりわけ、市の男性職員はそのロールモデルとなるよう率先して育児休業等の取得率の向上をめざしていくことが求められています。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標の変更に伴い、内容変更。</li> <li>・人口減少の抑制」という視点を追加。</li> <li>※共働き世帯への支援記載するため、項目を「●家庭で●働く場で」→「●女性活躍の推進●仕事と家庭の調和」に変更</li> <li>・「望ましい女性の働き方」意識調査結果を追加</li> <li>・プラン 2021 ●働く場の女性活躍部分の内容を変更</li> <li>・企業の取組の後押しと市の取組に分けて記載</li> <li>●家庭で の内容を見出しに合わせて変更</li> <li>・理想とする家庭における男女の役割分担、「実際の家庭における役割分担」の内容に変更</li> <li>・共働き世帯が多いという高知市の特徴を追加</li> <li>●働く場で の男性の育児・家事・介護参加についての文言を修正</li> <li>●家庭で の市職員の男性育休取得について残す</li> </ul>
		<p>11</p>

## ●働く場で

これまでの男女共同参画に関する取組は、どちらかといえば働く女性の支援に重点がおかれています。しかし、「ジェンダー平等社会の実現」においては、女性だけでなく一緒に社会を担う男性自身が当事者として問題をとらえることも非常に重要です。男性の長時間労働は、育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にし、自身の仕事と生活の調和を阻害する要因になっています。

こうしたことから労働者、事業者がともにワーク・ライフ・バランスの必要性を認識し、取組を進める必要があります。

また、女性が働く環境に関する非正規雇用等による不安定な雇用環境の改善や、雇用機会や待遇における性別等による差別の解消、ハラスメントのない雇用環境の整備にもなお一層の取組が必要です。加えて、能力開発やキャリア形成支援等の取組、一旦離職した方のための再就職支援なども求められます。

(注)

【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021

基本目標5 生涯にわたる健康生活を充実させましょう

<現状と課題>

人生100年時代を見据えたとき、男女がともに生涯にわたり社会参画し続けられるように心身の健康を保つこと、「ジェンダー平等社会」の実現における重要な視点です。

一人ひとりが性や健康に関して正しい知識・情報をもつてそれぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し、向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有し、健康増進への取組や支援、適切な保健・医療サービスを供給する体制の整備等を進めていく必要があります。

●学童期・思春期

学校・行政・地域・家庭が連携し、自らの心身の健康を大切にすることや、健康管理を実践することが求められます。また、高知県における10代の人工妊娠中絶実施率は、全国平均より高い率で推移しており、性感染症の予防や避妊方法も含めた性教育の推進と相談機能の充実が必要です。

●若年成人期・妊娠・出産期

男女がそれぞれに健康上留意すべきことを把握し、早期発見・重症化予防を行うことが重要です。女性は子宮頸がん・乳がん検診のさらなる受診率向上に向けた取組や、特に妊娠・出産における母体の健康保持から、産後の母子に対する適切な心身ケアを行うことができるサポート体制の充実まで切れ目ない支援が求められています。

男性は本市の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療に繋げるためにも、若年成人期から定期的に健診を受けることを習慣づけ、自身の健康状態を把握することが重要です。

また、コロナ禍に起因するストレスや失業等から生じる心身の不調が増加しています。これらの健康について支援する取組も求められます。

●更年期・老年期

加齢に伴う心身・認知機能の低下等に必要な支援を行うなど、健診・介護予防の取組強化と、地域での孤立を防ぐために見守り等による心身の健康支援が必要です。

## ●生涯にわたる男女の健康の包括的支援

すべての人が自らの理想とする生き方を選択し、仕事も含め、生きがいのある生活を送るために、一人ひとりが性や健康に関して正しい知識・情報をもつて、それぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し、向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有し、健康増進への取組や支援を進めていく必要があります。

そのため、女性については、子宮頸がん・乳がん検診のさらなる受診率向上に向けた取組や、女性の健康にとっての大きな節目である妊娠・出産から安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制が求められています。

男性については、市民の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療に繋げるためにも、若年成人期から定期的に健診を受けることを習慣づけ、自身の健康状態を把握することが重要です。また、根強い固定的な性別役割分担意識等から孤立のリスクを抱える恐れもあることを踏まえ、包括的な観点から健康の増進を支援する必要性が高まっています。

さらに、性別を問わず、若年期から性や健康に関しての正しい知識・情報をもつて、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)を行う取組も求められています。

※旧基本目標5から移動し、文言修正

・国骨子(案)より、育児支援を追加

・国骨子(案)より、「男性への包括的な観点から健康の増進支援に関する事項」を追加

・国骨子(案)妊娠・出産を含めたライフデザインの必要性を追加

<p>〈取組の方向性〉 (追加)</p>	<p>〈取組の方向性〉 (ア) 女性活躍の推進 ① 職業能力の開発のための講座や、再就職のための支援を行います。 ② ひとり親家庭の相談及び就業による自立を支援します。 ③ 市の女性職員の職域拡大を推進します。</p>	<p>・プラン 2021 取組の方向性(ウ)を(ア)に移動</p>
<p>(ア) ワーク・ライフ・バランスの推進 ① 男性の家事・育児・介護への参画を促進・支援します。 ② 市の男性職員の育児休業等の取得率の向上をめざします。 (追加) ③ 労働者の意識改革につながる働きやすい職場環境づくりを支援します。</p>	<p>(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進 ① 男性の家事・育児・介護への参画を促進・支援します。 ② 市の男性職員の育児休業等の取得率の向上に取り組む等、共働き・共育てを推進します。 ③ (削除) 働きやすい職場環境づくりを支援します。</p>	<p>・国、県が力をいれている「共働き・共育て」の文言に変更。 ・「労働者の意識改革につながる」だけではない、働きやすい職場環境づくりが必要であるため削除</p>
<p>(イ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援の拡充 ① 男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。 ② 子育て支援体制の充実を図ります。 ③ 介護をとりまく環境整備を支援します。</p>	<p>(ウ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援の拡充 ① 男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。 ② 子育て支援体制の充実を図ります。 ③ 介護をとりまく環境整備を支援します。</p>	
<p>(ウ) 女性活躍の推進 ① 職業能力の開発のための講座や、再就職のための就労相談を行います。 ② ひとり親家庭の相談及び就業による自立を支援します。 ③ 市の女性職員の職域拡大を推進します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・取組の方向性(ア)へ移動</p>
<p>(追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021 基本目標5 生涯にわたる健康生活を充実させましょう 〈取組の方向性〉 (ア) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援 ① さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための講座等を開催します。 ② 男女ともに健康を保持・増進することができるよう、支援活動を行います。 ③ こころの健康づくりについて普及・啓発を行います。 ④ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。 ⑤ 女性特有のがん検診受診率向上に向けた取組を行います。 ⑥ 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行います。</p> </div>	<p>(エ) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援 ① さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための支援を行います。 ② 男女ともに健康を保持・増進することができるよう、支援活動を行います。 ③ こころの健康づくりについて普及・啓発を行います。 ④ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。 ⑤ 女性特有のがん検診受診率向上に向けた取組を行います。 ⑥ 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行います。</p>	<p>※旧基本目標5から移動</p>

旧（基本計画：令和3年3月）	新（次期基本計画：見直し案）	備考
<p><u>基本目標2 DVやハラスメントのない社会を作りましょう</u></p> <p>＜現状と課題＞ 意識調査によると、DV被害の経験がある市民は25.2%にのぼっています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によってもたらされた生活不安やストレスが、家庭内のDVの増加・深刻化を招いている状況もあります。</p> <p>DV、児童虐待、性暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどは、いずれも重大な人権侵害であり、すべての市民にとって自らが威敵をもって自らの人生を生きていく上での大きな障害となります。</p> <p>市の意識調査によると、DV被害の経験がある市民は、前回調査(25.2%)と比較すると減少しているものの、20.9%という状況で、女性が6割以上を占めています。</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/> <p>女性はDV被害等の他にも、母子家庭の経済的困窮や予期せぬ妊娠等、女性であることにより複合的に困難な問題に直面しやすいという現状があります。</p> <p>困難な問題を社会課題として捉え、こうした困難な問題を抱える方が、安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現する必要があります。</p> <p>また、本市は全国と比較して、離婚件数が多いことや、高知県における人口妊娠中絶率が高いという状況です。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する本市における支援体制を強化することは、支援の充実した他自治体への女性の人口流出を防ぐという観点からも重要性が高まっています。</p> <p>⑯ なお、ジェンダー平等の観点からは、女性だけでなく、固定的な性別役割意識等による男性の生きづらさにも留意が必要です。</p>	<p><u>基本目標3 ジェンダーに基づく困難が解消された社会をつくりましょう</u></p> <p><u>「DV防止法」の市町村基本計画</u></p> <p><u>「困難女性支援法」の市町村基本計画</u></p> <p>＜現状と課題＞ DV、児童虐待、性暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどは、いずれも重大な人権侵害であり、すべての市民にとって自らが威敵をもって自らの人生を生きていく上での大きな障害となります。</p> <p>市の意識調査によると、DV被害の経験がある市民は、前回調査(25.2%)と比較すると減少しているものの、20.9%という状況で、女性が6割以上を占めています。</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/> <p>女性はDV被害等の他にも、母子家庭の経済的困窮や予期せぬ妊娠等、女性であることにより複合的に困難な問題に直面しやすいという現状があります。</p> <p>困難な問題を社会課題として捉え、こうした困難な問題を抱える方が、安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現する必要があります。</p> <p>また、本市は全国と比較して、離婚件数が多いことや、高知県における人口妊娠中絶率が高いという状況です。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する本市における支援体制を強化することは、支援の充実した他自治体への女性の人口流出を防ぐという観点からも重要性が高まっています。</p> <p>⑯ なお、ジェンダー平等の観点からは、女性だけでなく、固定的な性別役割意識等による男性の生きづらさにも留意が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文言修正</li> <li>「DV防止法」追加</li> <li>「困難女性支援法」追加</li> <li>一段目と二段目を入れ替え、社会情勢に合わせて文言を修正(コロナの影響削除等)</li> <li>市民意識調査を基に、DV被害経験者の割合を修正</li> <li>ハラスメントは前段で列挙しており、個別で取り上げる必要性が低いため削除</li> <li>多様性の尊重は基本目標1で記載しているため削除</li> <li>困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(国)(1)より、「目指す姿」を追加</li> <li>本市特有の課題(ひとり親・人口妊娠中絶率等)を追加</li> <li>「女性に選ばれる地域づくり」の視点を追加</li> <li>男性の生きづらさへの留意について追加</li> </ul>

## ●啓発

(追加)DV、虐待、性暴力、ハラスメント等をなくしていくには、日ごろから互いの**人権**を尊重しあう意識の醸成を図っていく必要があります。 (追加)

## ●啓発・教育

本市では、DV、虐待、性暴力、ハラスメント等をなくすため、日ごろから互いの**人権**を尊重しあう意識の醸成を図る**人権啓発**を行ってきました。DVについて、外部から発見が難しいことから、潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。被害者自身がDVであると気づいていないこともあるため、人権啓発に加え、DVに対する正しい理解の促進と普及啓発が必要です。

・被害に気づくための基本知識の啓発を追加

特に、将来の被害者、加害者を生まないためには、若年層を対象とした予防啓発が重要であり、学校等でいのちを大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、SNS等に起因する犯罪被害を含む危険や「デートDV」などに関する一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

(追加)

【参考】高知市男女共同参画推進プラン 2021

基本目標5 生涯にわたる健康生活を充実させましょう

学校・行政・地域・家庭が連携し、自らの心身の健康を大切にすることや、健康管理を実践することが求められます。また、高知県における10代の人工妊娠中絶実施率は、全国平均より高い率で推移しており、性感染症の予防や避妊方法も含めた性教育の推進と相談機能の充実が必要です。

## ●(追加) 相談・支援

DV被害を受けながら相談しなかった人の割合は 65.1%と高い水準にあり、DVに関する相談先の周知や早期の気づきへの啓発は十分とはいえません。また、男性では 92.7%が相談をしておらず、こうしたことからも DVに関する男性への啓発が不十分であると思われます。

被害者の支援や相談については、男女を問わず被害者となり得ることを十分に認識し、幅広く、専門性の高い相談にも対応できるような体制を整えていくことが必要です。

また、事案が起こった場合には、被害の拡大防止と回復、被害者の支援を適切に行うとともに、再発防止に向けた対処を適切に行うことができるよう、支援体制を整えることも求められています。

(追加)

DVを生みださないためには、若年層からの予防啓発が重要であり、学校等でいのちを大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、SNS等に起因する犯罪被害を含む危険や「デートDV」等に関する一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

・後の段落で記載するため別の言い方に変更

※旧基本目標5より性教育に関する部分を移動。文言を修正。

## ●DV被害者等への相談・支援

DV被害を受けながら相談しなかった人の割合は 63.6%と高い水準にあり、DVに関する相談先の周知(削除)は十分といえません。特に、DV被害を相談したと回答した男性の割合は女性の半数程度となっています。

※「DV被害者等」と「困難女性」に分けて記載

・市民意識調査を基に、相談しなかった人の割合を修正

・啓発の内容は前項目へ移動するため削除

・市民意識調査の結果により相談状況を変更

・誰もが相談しやすい体制を追加

こうした状況を踏まえ、DV被害等の相談については、性別を問わず被害者となり得ることを十分に認識し、誰もが相談しやすい体制や幅広く、専門性の高い相談にも対応できるような体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知する必要があります。

また、事案が起こった場合には、関係機関と連携し、被害者及び同伴者の安全確保を行い、安心して安全な生活を送るために必要な支援が提供できるよう、相談・支援体制を強化していくことが求められています。

・県DV計画を基にDV事案発生後の対応内容に変更

## ●困難な問題を抱える女性への相談・支援

困難な問題を抱える女性は、本人が相談の必要性を認識できていないケースや自ら支援を求めることができないケースも多く、アウトリーチ等により支援対象者を早期に把握し、問題が深刻化する前に相談・支援につなげることが重要です。

※「DV被害者等」と「困難女性」に分けて記載

・基本方針(国)より

困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項を追加

相談窓口等においては、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い、本人が意思決定できるよう支援するとともに、本人の意向を可能な限り尊重しながら、関係機関等と連携して、包括的かつ切れ目のない伴走型の支援を行う必要があります。

また、支援対象者が抱えている課題は、各機関の相談状況からも分かるように暴力のみに留まらず、多様化、複合化、複雑化していることから、専門的かつ中長期的な支援が求められています。

<p>＜取組の方向性＞</p> <p>(ア) DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実</p> <p>① 人権尊重の意識を高めるよう、関係機関と連携し、予防啓発を行います。</p> <p>② 若年層を対象としたDV防止等の啓発を強化していきます。</p> <p>(追加)</p> <p>(イ) DV・性犯罪等暴力の被害者(追加)への支援</p> <p>① 相談窓口の周知を図ります。</p> <p>② (追加)関係機関との連携を強化し、DV等暴力の被害者(追加)が安心して相談、支援を受けられる体制を充実していきます。</p> <p>(ウ)あらゆるハラスメントを防止するための啓発の充実</p> <p>① ハラスメントを正しく理解するための広報・啓発を行います。</p> <p>② 相談窓口の周知を含めた相談体制を充実させます。</p> <p>③ 市職員等を対象とした各種ハラスメント研修を実施します。</p> <p>④ 性の多様性を正しく知るための広報・啓発を行います。</p>	<p>＜取組の方向性＞</p> <p>(ア) DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実</p> <p>① 人権尊重の意識を高めるよう、関係機関と連携し、予防啓発を行います。</p> <p>② 若年層を対象としたDV防止等の啓発を強化していきます。</p> <p>③ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。(再掲)</p> <p>(イ) DV・性犯罪等暴力の被害者や困難な問題を抱える女性への支援</p> <p>① 相談窓口の周知を図ります。</p> <p>② 専門の相談支援員を配置する等、相談支援体制を強化していきます。</p> <p>③ 相談支援に従事する職員の知識やスキルの向上を図ります。</p> <p>④ 困難な問題を抱える女性の早期把握のため、支援対象者と接する可能性の高い職員への啓発を行います。</p> <p>⑤ 支援調整会議等により庁内や関係機関との連携を強化し、DV等暴力の被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談、支援を受けられる体制を充実していきます。</p> <p>⑥ 就労や住宅の確保の支援など、自立に向けた支援を実施します。</p> <p>(ウ) あらゆるハラスメントを防止するための啓発の充実</p> <p>① ハラスメントを正しく理解するための広報・啓発を行います。</p> <p>② 相談窓口の周知を含めた相談体制を充実させます。</p> <p>③ 市職員等を対象とした各種ハラスメント研修を実施します。</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文で性教育に触れているため、旧基本目標5取組の方向性④を追加</li> <li>・困難女性支援法の施行に伴い、困難女性を追加</li> <li>・女性相談の必要性を追加</li> <li>・番号ズレ</li> <li>・性の多様性の広報・啓発は基本目標1の取組としているため削除</li> </ul>
--	---	---